

令和8年度

# 事業計画書

ふれあいネットワーク

社会福祉法人郡山市社会福祉協議会

# 令和8年度 社会福祉法人郡山市社会福祉協議会事業計画

## 【基本方針】

『すべての世代がつながり、支えあい、  
誰もが安心して暮らせる地域共生のまち 郡山』

の実現を目指して

(『第5期郡山市地域福祉計画』及び『第6次地域福祉活動計画』の基本理念)

急速に進む人口減少と少子高齢化は、家族機能の変容や担い手不足による支え合い基盤の弱体化など、地域を取り巻く環境に大きな変化をもたらしています。

さらに、近年では全国各地で多発している大規模な自然災害、急激な物価高騰、新型コロナウイルスの影響による住民同士のつながりの希薄化などにより、生活困窮者の増加や社会的孤立の顕在化、ひきこもり、8050問題、ダブルケア、ヤングケアラーの増加など、地域における生活課題・福祉課題は多様化・複雑化しております。

このような中、当協議会では、『第5次地域福祉活動計画』（令和4年度～令和7年度）において、郡山市の『第4期地域福祉計画』との共通の基本理念とした「誰一人取り残されない安全・安心な地域共生のまち 郡山」に基づき、各種事業を展開し、地域福祉を推進してきました。

第5次の計画期間は一区切りを迎えますが、現在及び未来の社会経済情勢を見据え、新たな福祉ニーズに対処するため、令和8年度を始期とした4か年計画となる『第6次地域福祉活動計画』を策定し、引き続き「地域共生社会」の実現を目指してまいります。本計画についても、郡山市が策定した『第5期地域福祉計画』との整合性を図り、「すべての世代がつながり、支えあい、誰もが安心して暮らせる地域共生のまち 郡山」を新たな共通の基本理念として掲げ、3つの基本目標と10項目の『活動方針』を定め地域住民をはじめ、行政機関、町内会・自治会、民生委員・児童委員、福祉・保健・医療等の関係機関等の参加・協力のもと、「自助」と「互助」の活動を推進し、住民主体の「支え合い」活動の活性化に努めてまいります。

また、法人運営に関しては、令和7年度から組織・財政委員会において多角的に検討し実施できるものから順次改善・見直しを行い、令和8年度中には令和9年度からの3か年を期間とする『経営改善計画』の策定に着手し、財務状況の健全化・安定化を目指してまいります。

さらには、介護保険制度や障害保健福祉施策、子ども・子育て支援制度等、国の動向を注視しながら的確に対応し、在宅福祉サービス・保育サービス事業者として利用者本位のサービスを提供し、市民から信頼される事業経営に努めます。

## 『第6次地域福祉活動計画』の体系と活動方針

基本理念

「すべての世代がつながり、支えあい、  
誰もが安心して暮らせる地域共生のまち 郡山」

**基本目標Ⅰ** 誰もが地域の担い手としての役割を持ち、  
互いに支えあえるまち

**基本施策1** 地域での支えあい、助けあい活動の推進

活動方針(1) 誰もが参加しやすい活動の推進

活動方針(2) 災害時に対応できる人材育成

**基本施策2** 地域における見守り支援体制の整備

活動方針(3) 地区社協・支部社協や民生児童委員、多様な活動への支援

**基本施策3** 地域福祉の担い手の育成

活動方針(4) 世代を越えた担い手の育成・社会資源の開拓と活用

**基本目標Ⅱ** 誰もがいつでも生活課題を相談でき、  
安心して暮らせるまち

**基本施策1** 分野横断的な相談窓口の充実

活動方針(5) 相談・連携機能の充実

**基本施策2** 課題解決に向けたネットワークの構築

活動方針(6) 包括的かつ継続的な体制整備

**基本施策3** 必要な情報を届ける情報発信の充実

活動方針(7) ICTなどによる福祉情報の発信と活用

**基本目標Ⅲ** 誰もが心身ともに健康で、  
生きいきと暮らせるまち

**基本施策1** 生涯を通じた健康づくりの推進

活動方針(8) 多様な居場所づくりの支援

**基本施策2** こどもと子育てに優しい環境整備

活動方針(9) こどもと子育て活動支援

**基本施策3** 保健・医療・福祉分野の充実と連携強化

活動方針(10) 多職種連携における情報共有

# 1. 管理課

## 【重点方針】

法人の経営基盤の強化を図るため、令和9年度からの3か年を計画期間とする『経営改善計画』を策定する。これにより、提供する福祉サービスの質の向上及び事業経営の透明性の確保に努め、地域福祉推進を図ることを目的とする中核的な団体として役割を果たしていく。

特に、法人会員の増強及び新たな取り組みとなる『ちいき応援募金“寄付つき商品事業”』の実施による民間企業等との連携を強化することにより、財政基盤の強化を図る。

また、法人事務局内の人材確保・育成・定着による組織体制の強化と事務の効率化による業務の改善をすすめ、法人運営の安定的な体制強化を推進する。

## 【当年度の目標】

NO	当年度の目標	評価指標（目標数値等）
1	経営改善計画の策定	令和8年度中策定
2	法人会員の増強	新規20件
3	収入増に向けた新たな取り組みの強化	ちいき応援募金5社と協定

## 【実施内容】

NO	事業及び取組名	事業及び取組概要	第6次地域福祉活動計画
1	理事会、評議員会の運営	①理事会（業務執行に関する意思決定機関として開催） ②評議員会（重要事項の議決機関として開催） ③監事会（法人全体の事業運営及び財務状況の監査のため開催） ④評議員選任・解任委員会（理事会から推薦された評議員の選任及び解任を決議）	3回開催 3回開催 1回開催 適宜
2	専門委員会の開催	①組織・財政委員会（経営改善計画の策定に向けて定期的に開催）	3回程度
3	社協会員の加入促進	【会員の増強】 ①一般会員 ②賛助会員 ③団体会員 ④法人会員	法人会員 新規20件
4	民間企業との連携による幅の広い資金調達	『ちいき応援募金“寄付つき商品事業”』や企業等のコラボにより増収を目指す。	5社
5	共同募金運動・歳末たすけあい運動の実施【拡充】	福島県共同募金会及び郡山市共同募金委員会と協働し、寄付付き自動販売機の新規設置及び切り替えを推進。 また、プロスポーツチームとの協働によるイベント募金の強化。	5台設置
6	法人運営・事業経営の強化・経営改善計画の策定による経営の健全化【新規】	令和9年度から令和11年度までの3カ年計画とする『経営改善計画』を策定し、安定した事業運営を目指す。	策定

7	職員の研修・能力開発の充実	職場内研修に力点を置き、研修担当者の配置や体系的な職場内研修プログラムの導入を検討。	実施強化
8	「業務改善」の推進	I C Tの利用状況や業務上感じている課題等を調査・整理し、改善策を提案し、日常的な事務の効率化及び組織全体の最適化を図る。	実施強化

## 2. 地域福祉課（地域福祉推進係）

### 【重点方針】

地域の中には、つながることで地域の活動が推進される「社会資源」がたくさんあり、当協議会がその「つなぎ役」を果たすことで、地域のニーズの解決や活動の活性化を図る。

また、「サービスとそれを必要としている人」や「福祉に触れたことがない人」にも日常的に情報を届けるための情報発信力の強化が必要となるため、広報紙やSNS等によるPRを行う。

なお、既存事業についても収支状況のカイゼンを図り、継続的に事業を行えるように見直しを行う。

### 【当年度の目標】

NO	当年度の目標	評価指標（目標数値等）
1	地域の中のつながりづくり事業の実施	事業創出 12件
2	Instagram 及び LINE の登録者数の増強	800人及び200人
3	たすけあい活動の継続的な事業運営のための見直し	収支の改善

### 【実施内容】

NO	事業及び取組名	事業及び取組概要	第6次地域福祉活動計画
1	専門員委員会の開催	①企画委員会の開催（事業の内容について検討する） ②進行管理委員会（地域福祉活動計画の進捗について2年に1回開催。令和9年度・11年度）	3回開催
2	『地区社協・支部社協連絡会議』の開催	地域福祉推進に関する共通認識を深めるとともに、情報を共有するため、地区社協・支部社協による連絡会議を開催する。	活動方針（3）
3	地区社協・支部社協『部会活動推進連絡会議』の開催	地区社協・支部社協の各部会（在宅福祉サービス部会・児童福祉推進部会・広報研修部会・活動資金部会）の活動を推進するため、部会毎に連絡会議を開催する。	活動方針（3）
4	地区社協・支部社協による住民主体の地域福祉活動への助成	地区社協・支部社協による住民主体の地域福祉活動へ助成し、活動の支援・推進を行う。 ・会食会 ・茶話会 ・子育てサロン ・世代間交流 ・配食サービス ・友愛訪問	活動方針（1） 活動方針（3） 活動方針（8） 活動方針（9）

5	第2層協議体の開催 (郡山市受託事業)	地域における生活課題の発見と課題解決に向けた住民主体による「介護予防」や「生活支援」の取り組みが求められている。本事業では『生活支援コーディネーター』が中心となり、話し合いの場となる「第2層協議体」の開催を支援する。	活動方針 (1) 活動方針 (4) 活動方針 (8)
6	『生活支援コーディネーター』の活動 (郡山市受託事業)	『生活支援コーディネーター』による活動の充実を図り、地域の関係機関・団体との連携を推進し、住民主体による「集いの場」や「生活支援」の創出に努め、地域の助け合い・支え合い活動のより一層の充実を図る。	活動方針 (1) 活動方針 (3) 活動方針 (4) 活動方針 (8) 活動方針 (9)
7	『住民参加型在宅福祉サービス事業』たすけあい活動の推進	多様化する地域生活課題に対応するため、住民同士による「日常生活におけるちょっとした困りごと」を手助けする『住民参加型在宅福祉サービス事業』を有償ボランティア(助っ人会員)で行う“たすけあい活動”の推進を図る。 また、既に登録している助っ人会員向けにフォローアップ講座を実施し、資質の向上を図る。	活動方針 (1) 活動方針 (4) 活動方針 (6)
8	たすけあい活動助っ人会員の拡充	『住民参加型在宅福祉サービス事業“たすけあい活動”』の地域における担い手(助っ人会員)の拡充を図るため、当該事業のPRに注力し『助っ人会員養成講座』を開催する。	活動方針 (1) 活動方針 (4)
9	地域の中でのつながりづくり事業の実施【新規】	学校や企業・団体の「地域の中で活動したい・地域とつながりたい」というニーズをコーディネートし、地域福祉活動の新たな開拓や創出による活性化を行う。 例 高校生による集いの場の開拓と支援 企業による高齢者等生活サポート活動への支援等	活動方針 (3) 活動方針 (4)
10	ホームページ・SNSによる情報提供【拡充】	ホームページやSNSを活用し、市民がいつでもどこでも求める情報に触れられるよう発信を行う。 さらには、ホームページのリニューアルや広報担当職員の配置を検討するなど、情報発信力の強化に努める。 また、令和8年度からは新たにLINE(ボランティアセンター)による情報提供を行い、幅広い年代へのさらなる情報発信の充実を目指す。	活動方針 (1) 活動方針 (7)
11	「こおりやま社協だより」「社協ニュース」の発行	地域福祉の啓発やボランティア・市民活動への参加を促進するため、紙面の内容充実を図りながら、広報紙「こおりやま社協だより」を年1回発行し市内全戸に配布する。また、最新の情報をより早く市民に提供するため、「社協ニュース」を年4回発行し、公民館等の公共施設やスーパー等の商業施設等を中心に設置する。	活動方針 (1) 活動方針 (7)
12	ボランティアセンターの運営及びボランティアコーディネートの充実	ボランティア・市民活動の拠点となるボランティアセンターの機能強化に努め、ボランティアコーディネートの充実を図る。 また、平常時から災害(地震・水害・雪害等)に対応できるよう運営に必要な担い手の確保、機材等の整備を行う。	活動方針 (1) 活動方針 (2) 活動方針 (3) 活動方針 (4)

13	出前ボランティア (講座) の開催	各地区において地域福祉活動の担い手である福祉委員の資質の向上を図るとともに、ボランティアの潜在層の発掘・育成を目的に、地域に向くアウトリーチ型の講座や小・中学生を対象とした「福祉教育」を積極的に推進するため、出前講座を開催する。	活動方針 (1) 活動方針 (3) 活動方針 (4)
14	夏・ボランティア体験プログラムの開催	7～8月の期間に、若い世代への福祉やボランティアへの理解と関心を高めるため、福祉施設や市民活動団体の協力を得て、福祉の現場におけるボランティア活動を体験する機会を提供する。	活動方針 (1) 活動方針 (4)
15	ボランティア人材養成講座の開催 【新規】	シニア世代をはじめとしたボランティア参加を推進するため、養成講座を開催し、特技や趣味を活かせる場としてレクリエーションボランティアおよび、活動してみたい団体への参加を推進する。	活動方針 (1) 活動方針 (3) 活動方針 (4)
16	災害ボランティア養成講座の開催	自然災害の増加に伴い、近年ニーズが高まっている災害ボランティアの育成と人材の確保を図るため、ボランティア活動に関心のある市民及び企業・団体を対象に講座を開催する。	活動方針 (1) 活動方針 (2) 活動方針 (4)
17	大規模災害時の災害支援ネットワークの構築【拡充】	災害ボランティアセンターの設置に係る事前対策を充実させるとともに、被災者への支援をより重層的に展開するため、当協議会と災害協定を結んでいる「ライオンズクラブ国際協会332-D地区」と「公益社団法人郡山青年会議所」と平時から災害に備える意見交換会を開催するなど、災害発生時におけるスムーズな支援体制作りを行う。 また、「こおりやま災害助け合いネットワーク」など、協定を締結していない団体とも連携を強化していく。	活動方針 (2) 活動方針 (4) 活動方針 (6)
18	災害等被災者への生活支援事業の実施	自然災害や火災により被災した世帯に対し、生活再建への助長と援護の一環として災害見舞金を支給し、併せて日本赤十字社からの災害見舞品を交付する。	活動方針 (2)
19	地域福祉推進セミナーの開催	『地域共生社会』の実現に向け、高齢者・障がい者等すべての人が住み慣れた地域で安心して生活できる地域社会づくりを目指し、地域住民のほか、様々な福祉分野で活躍する福祉関係者・事業所等が集い、誰もが地域の支え手となるための仕組みづくりについて考えることを目的としたセミナーを開催する。	活動方針 (1) 活動方針 (4) 活動方針 (10)
20	郡山市社会福祉大会の開催	功績顕著な社会福祉関係者・団体の表彰・感謝を行うとともに、広く社会福祉に対する理解を深める場として、郡山市社会福祉大会を令和8年度に開催する。 (3年に1回開催)	活動方針 (4) 活動方針 (7)
21	社会福祉法人の地域における公益的な取組の推進	小地域での話し合い活動(協議体)に参加していただき、地域の課題解決に向けて、社会福祉法人による公益的な取り組みの活性化を図る。	活動方針 (4) 活動方針 (6) 活動方針 (10)

22	『福祉バスの運行事業』の実施	ボランティア・福祉団体が行う研修や買い物移動支援等の事業を支援するため福祉バスを運行する。	活動方針 (1) 活動方針 (3)
23	歳末たすけあい運動募金配分事業の実施	12月から3月までの期間に実施する住民主体の地域福祉活動に対し、歳末たすけあい募金による配分事業を行う。	活動方針 (1) 活動方針 (3)
24	郡山市民生児童委員協議会連合会への支援	民生児童委員間の互助共励、相互交流、自主研修等を図る郡山市民生児童委員協議会連合会の活動を支援するとともに、事業費の助成を行う。	活動方針 (3)
25	郡山市高齢者作品展の開催	高齢者が長年培ってきた技術や知恵の伝承及び趣味で作っている作品を展示することにより、高齢者の生きがいと創造性を高め、高齢福祉の増進を図るとともに、広く住民に対して高齢福祉についての理解と関心を高めることを目的に開催する。	活動方針 (1) 活動方針 (7) 活動方針 (8)
26	いきいきデイクラブ事業（郡山市受託事業）	高齢者の閉じこもり防止や社会的孤独感の解消、心身機能の維持向上等を目的に通所による各種サービスを提供する。	活動方針 (8)
27	郡山市こども食堂ネットワークへの協力	郡山市が設置した「郡山市こども食堂ネットワーク」に参画し、市内でこども食堂を運営する団体に対し、市民や企業、団体等から寄付を受けた食料品等を提供するなど、地域における安全・安心なこどもの居場所づくりに協力と支援を行う。	活動方針 (8) 活動方針 (9)
28	郡山市認知症高齢者SOS見守りネットワーク事業への協力	行方不明者の早期発見に向けて、当協議会職員の協力体制を強化し、行方不明者の早期発見に協力する。	活動方針 (7) 活動方針 (10)

### 3. 地域福祉課（福祉サービス利用援助係）

#### 【重点方針】

コロナ禍や物価高騰などの影響を受け市民生活が圧迫され生活困窮に陥る方が多く、当協議会の相談件数も増えてきている。当協議会では、困窮者に寄り添った相談を心掛け生活相談をはじめ家計相談や就労相談などご本人の生活再建に向けた支援を行う。

また、認知症や知的障がい、精神障がいなどにより日常生活上の判断に不安のある方を対象に、その人らしい生活を送ることができよう意思決定支援を行い、権利侵害の防止や権利侵害からの回復支援を住民や地域の関係者と連携して行う。

#### 【当年度の目標】

NO	当年度の目標	評価指標（目標数値等）
1	生活困窮者支援の強化	夜間等相談窓口の開設
2	権利擁護支援活動の推進	市民後見人の育成

#### 【実施内容】

NO	事業及び取組名	事業及び取組概要	第6次地域福祉活動計画
1	生活困窮者に対する支援事業の強化 （郡山市受託事業） 【一部新規】	<p>①自立支援相談窓口の対応 生活困窮者等からの相談をワンストップで受け止める体制を強化するため、生活困窮者自立支援窓口職員を配置し、生活困窮者に対する相談支援を実施する。 また、令和8年度は、夜間相談窓口や土曜日相談窓口を開設し相談しやすい体制を作る。</p> <p>②就労準備支援事業の実施 直ちに就職活動を行うことが困難な生活困窮者等に対し、就労継続による日常生活の自立を目指し、様々な個別の支援プランを提供する。</p>	活動支援（1） 活動支援（3） 活動方針（5） 活動方針（6） 活動方針（10）
2	生活福祉資金貸付事業の実施 （県社協受託事業）	低所得世帯の経済的自立と生活の安定を図るため、生活福祉資金の貸付事業を行う。なお、新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、収入が減少した世帯等に対し生活福祉資金（特例貸付）を行ったが、引き続き収入の減少が続いている生活困窮者等に対する相談・支援の強化及び貸付金の債権管理事務等に対応するため、電話や訪問による相談を実施する。	活動支援（3） 活動方針（5） 活動方針（6）
3	たすけあい一時資金の貸付事業の実施	低所得世帯を対象に、一時的に急を要する場合であり、かつ他からの借入が困難な場合に貸し付けを行う。	活動支援（3） 活動方針（5） 活動方針（6）

4	<p>重層的支援体制の構築 (①、②、③郡山市受託事業)</p>	<p>高齢者や障がい者、こども、生活困窮など、分野や制度、世代、性別や属性を越えた複合的な地域生活課題を抱えている相談者に対し、各種専門機関との連携や地域との関係性の構築を行い、伴走的な支援の仕組み作りを推進するため、郡山市が実施する「重層的支援体制整備事業」と連携し、実施していく。</p> <p>①『福祉まるごと支援事業』の実施 「ダブルケア」(子育てと介護)や「8050問題」など、複合的な課題を抱える世帯の課題解決のため、様々な相談機関につなぐ等、世帯に寄り添った包括的な相談支援を実施する。</p> <p>②『多機関協働事業』の実施 複雑化・複合化した事例に対応する支援関係機関の抱える課題の把握や各支援機関の役割分担、支援の方向性の整理といった事例全体の調整機能の役割を果たし、支援者を支援する。</p> <p>③『生活困窮者支援等のための地域づくり事業』の実施 (こおりやまフードバンク事業) 行政・事業者・地域住民参画により、安定的で持続可能なフードバンク活動の取り組みを実施し、地域におけるフードバンクに対する理解の醸成と食品提供(事業者)の開拓、食料品の提供を行う。</p>	<p>活動支援 (3) 活動方針 (5) 活動方針 (6) 活動方針 (7) 活動方針 (10)</p>
5	<p>権利擁護支援活動の推進 (①郡山市受託事業) (③県社協受託事業) 【一部新規】</p>	<p>①郡山市成年後見支援センターの運営 単身高齢者世帯が増加する中、認知症高齢者等、判断能力が低下した人への権利擁護支援体制の構築が求められており、「成年後見制度利用促進法(注1)」の施行に伴う中核機関(制度の地域連携の推進をコーディネートする機関)として、「郡山市成年後見支援センター」を受託し、相談機能の充実と相談体制の充実を図る。 また、支援者育成のための市民後見人養成講座の開催に向けて検討する。</p> <p>②法人後見事業の実施 当協議会が法人として成年後見事業を実施し、その推進を図る。なお、「法人後見運営委員会」を設置し、司法関係者等の連携を強化することで事業実施法人としてコンプライアンス(法令遵守)の徹底を図る。</p> <p>③あんしんサポート(日常生活自立支援事業)の実施 軽度の認知症高齢者など、判断能力が不十分なため福祉サービスの利用契約や日常的な金銭管理に不安がある人に対し、福祉サービスの利用援助など日常生活の自立に向けた支援を実施する。 また、団塊の世代が後期高齢となり、今後増加する単身高齢者等への死後事務等のサポート体制を構築し、孤独・孤立対策として包括的な支援体制を目指す。</p>	<p>活動方針 (4) 活動方針 (5) 活動方針 (6) 活動方針 (10)</p>

(注1) 「成年後見制度利用促進法」とは、「成年後見制度の利用促進に関する法律」のこと。

## 4. 避難者生活支援相談室

### 【重点方針】

郡山市に生活している東日本大震災及び福島第一原発事故による避難者への支援において、郡山市社協と避難元社協及び福島県社協の連携協定による「社協連携避難者支援センター郡山」（避難者支援のプラットフォーム※令和6年度開設。）に、郡山市と双葉町、大熊町、富岡町の職員が一堂に会して避難者の生活課題の把握・情報共有等を行い、迅速に福祉サービス等へ繋ぐ支援により、避難元自治体に関わらない「丸ごとの支援活動（相談・支援・見守り・居場所づくり・地域とのつながり等）」を効果的に実施する。

### 【当年度の目標】

NO	当年度の目標	評価指標（目標数値等）
1	避難元・社協連携による「丸ごと支援活動」の取組の推進	実施強化
2	個別支援と地域支援を「車の両輪」とした総合的な「伴走型」支援のさらなる充実	実施強化
3	復興公営団地ごとの課題に対するピンポイントの支援策の実施	実施強化

### 【実施内容】

NO	事業及び取組名	事業及び取組概要	第6次地域福祉活動計画
1	社協連携避難者支援センター郡山の活動（県社協受託事業）	①避難元自治体の枠を超えた連携・協働の活動 ②生活・福祉課題等の解決に向けて避難元・先の各種サービス等へ迅速・適切につなぐ支援活動	活動方針（5） 活動方針（6）
2	生活支援相談員の活動（県社協受託事業）	①個別支援による避難者の単身・高齢化、孤独・孤立等による生活・福祉課題問題等への対応及び関係機関との連携支援活動 ②『コミュニティサロン Rococo〜ろここ』の開催（郡山市民との交流事業も含む。）	活動方針（5） 活動方針（6） 活動方針（8）

3	避難者地域支援コーディネーターの活動（県社協受託事業）	<p>避難者の単身高齢化が進行するなか、孤独・孤立を防止するため、避難者同士のつながり及び地域住民とのコミュニティづくりの強化</p> <p>①「団地集会所 Rococo」の開催 ※復興公営住宅入居者のコミュニティ形成、居場所・交流の場づくり</p> <p>②「緑豊園」（就労継続支援 B 型事業所）の生産野菜等の移動販売（生活課題の解決）</p> <p>③復興公営住宅団地住民への移動支援（買い物支援バス）の運行（生活課題の解決）</p> <p>④避難元復興状況見聞事業「浜の風を感じよう」の開催 ※避難元（双葉郡内）へ福祉バスによる日帰り旅行で被災地の復興状況を見聞する</p> <p>⑤復興公営住宅入居者支え合いマップ作り（生活支援相談員と共同） ※入居者同士の繋がりへの把握と支え合える仕組みづくり</p> <p>⑥関係機関（ふくしま心のケアセンター、NPO 法人みんなのふく）との連携による課題及び支援の方向性の共有</p>	<p>活動方針（5） 活動方針（6） 活動方針（8） 活動方針（10）</p>
4	令和元年東日本台風（台風第 19 号）被災者支援の実施	<p>令和元年東日本台風（台風第 19 号）の豪雨災害による被災を原因として避難した高齢者等要配慮世帯に対し、新たな居住地において安心・安全に日常生活を営むことができるよう定期的な訪問等による見守り支援活動を実施する。</p>	<p>活動方針（5） 活動方針（6）</p>

## 5. ホームヘルプサービスセンター

### 【重点方針】

要介護等高齢者及び障がい者等に訪問介護等の介護サービスを提供することにより、住み慣れた地域で一人ひとりが望む在宅生活を継続して送ることができるよう支援する。

なお、令和8年度は、緊急的経営改善対策に基づく取り組みの成果を検証し、経営の健全化の道筋がつけられるよう具体的な成果をあげることを目標に各事業に取り組む。

### 【当年度の目標】

NO	当年度の目標	評価指標（目標数値等）
1	総収入の目標値を対前年度比 107%とする。	116,600,000 円/年
2	総収入に占める人件費比率の削減	5%以上の削減/年
3	利用者総数前年度比 100%の維持	320 人以上/月

### 【実施内容】

NO	事業及び取組名	事業及び取組概要	第6次地域福祉活動計画
1	介護保険法に基づく事業	①訪問介護事業 ②訪問入浴事業 ③訪問型サービス事業（第1号訪問事業） ④介護予防訪問入浴介護事業	活動方針（10）
2	障害者総合支援法に基づく事業	①居宅介護・重度訪問介護事業 ②移動支援事業	活動方針（10）
3	郡山市受託事業	①障害者等在宅訪問入浴サービス事業 ②産前・産後ヘルパー派遣事業（育児支援家庭訪問事業） ③子育て世帯訪問支援事業	活動方針（9） 活動方針（10）

## 6. 指定居宅介護支援事業所

### 【重点方針】

いつまでも住み慣れた地域で安心して暮らせるように、フォーマルサービスとインフォーマルサービスを組み合わせたサービスをプランニングすることにより、一人ひとりが望む生活を継続して送ることができるよう利用者に寄り添った支援をマネジメントする。

特に、安定した事業所運営のため、ケアマネジャー一人当たり担当ケースの増による介護報酬の収入増を目指す。

### 【当年度の目標】

NO	当年度の目標	評価指標（目標数値等）
1	ケアマネジャー一人当たりの担当ケース数	一人平均 27 人→32 人
2	認定調査ケース数	年間 160 件→180 件

### 【実施内容】

NO	事業及び取組名	事業及び取組概要	第6次地域福祉活動計画
1	介護保険法に基づく事業	<p>介護保険法に基づき、居宅の要介護者が適切な保健・医療・福祉サービスを利用できるよう、介護支援専門員（ケアマネジャー）が居宅サービス計画（以下「ケアプラン」）の作成等、居宅介護支援（以下「ケアマネジメント」）等の業務を行う。</p> <p>①ケアマネジメント業務（ケアプランの作成等）            ②要介護認定の申請にかかる援助及び認定調査（委託事業）            ③介護予防支援業務の受託            ④第1号介護予防支援業務の受託</p>	<p>活動方針（5）            活動方針（6）            活動方針（10）</p>

## 7. 指定特定・障がい児相談支援事業所

### 【重点方針】

日常生活にさまざまな生きづらさを抱える障がいがある方々が、フォーマルな社会資源だけでなく、インフォーマルな社会資源も含めて、一人ひとりの自分らしさを尊重し、それを実現するためのライフステージに応じた横断的な制度を活用し、オーダーメイド型のオンリーワン支援を目指した支援を行なう。

また、令和7年4月から開始した「複数の相談支援事業所による一体的管理運営（協働事業）」について、相談支援事業所『樺-けやき-』と連携し引き続き実施していく。

### 【当年度の目標】

NO	当年度の目標	評価指標（目標数値等）
1	計画相談の契約者数 ①障がい者 ②障がい児	113人→118人 101人→106人
2	利用者が望む生活の課題解決に向けた相談支援の強化	実施強化

### 【実施内容】

NO	事業及び取組名	事業及び取組概要	第6次地域福祉活動計画
1	障害者総合支援法に基づく事業	障害者総合支援法（注2）に基づき、障がいのある方が地域での生活が可能となるように心身の状況を把握し、「福祉サービス等利用計画」の作成やモニタリング期間毎に「サービス等利用計画」の見直しを行う。 ①基本相談支援 ②計画相談支援等 ③サービス利用支援 ④継続サービス利用支援	活動方針（5） 活動方針（6） 活動方針（10）
2	障がい者相談支援事業（郡山市受託事業）	障がい者、障がい児とその家族が安心して地域生活を送ることができるよう、障がいのある方の福祉に関する様々な問題について相談に応じ、必要な情報の提供、障がい福祉サービスの利用支援等の業務を行う。 ①福祉サービスの利用援助（情報提供及び代理申請等の支援） ②社会資源を活用するための支援（情報提供及び助言等） ③社会生活力を高めるため（権利擁護に関する支援等） ④専門機関の紹介 ⑤地域自立支援協議会の運営に係る連携及び協力 ⑥相談支援機能強化事業に関すること（困難事例等への対応等）	活動方針（5） 活動方針（6） 活動方針（10）

3	協働事業	相談支援事業所『樗-けやき-』との協働事業の体制を引き続き実施していく。	活動方針 (5) 活動方針 (6) 活動方針 (10)
4	双葉郡障害者等相談支援事業（富岡町委託事業）	東日本大震災と原発事故の影響により、双葉郡に住所を有し、郡山市に居住する障がい者、障がい児に対する障害福祉サービス等が円滑に提供できる体制整備を図る。	活動方針 (5) 活動方針 (6) 活動方針 (10)

（注2）「障害者総合支援法」とは、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」のこと。

## 8. 障がい者基幹相談支援センター

### 【重点方針】

障がいのある方が住み慣れた地域で安心して生活できるよう、郡山市における相談支援体制の中核として、総合的かつ専門的な相談支援を行なう。

さらに本人及び家族のニーズに寄り添い、障がいの種別や生活状況に応じた支援を調整するとともに、複雑化・困難化する事例については関係機関と連携し、継続的な支援体制の構築を図る。

また、相談支援事業所等への助言・支援や自立支援協議会の運営支援を通じて地域課題の把握と共有を行ない、地域全体の相談支援力の向上に努める。併せて、地域移行・定着支援、権利擁護及び虐待防止に取り組み、誰もが自分らしく暮らせる地域共生社会の実現を目指す。

### 【当年度の目標】

NO	当年度の目標	評価指標（目標数値等）
1	郡山市の相談支援体制におけるあり方について検討するため「(仮)相談支援体制のあり方の検討会」の開催【新規】	年6回以上
2	郡山市内の計画相談支援専門員を増やす	5人増
3	モデル地区による地域共生社会を目指したネットワーク作りの継続	安積地区・開成地区ともに：年5回以上

### 【実施内容】

NO	事業及び取組名	事業及び取組概要	第6次地域福祉活動計画
1	郡山市受託事業【一部新規】	<p>市内相談支援の拠点として、総合的な相談業務及び権利擁護事業等、下記の業務を行う。</p> <p>①相談機能強化事業（専門的な相談支援等を要する困難ケース等への指導・助言等）</p> <p>②相談支援従事者の育成（人材育成における研修会の企画・実施等）</p> <p>③相談支援体制の強化（障がい者相談支援事業との連携強化）</p> <p>④権利擁護（成年後見制度利用支援に関して専門機関の情報提供、郡山市障がい者虐待防止連絡協議会へ参加等）</p> <p>⑤郡山市障がい者自立支援協議会の運営</p> <p>⑥（仮）相談支援体制のあり方検討会の開催</p>	<p>活動方針（5）</p> <p>活動方針（6）</p> <p>活動方針（10）</p>

## 9. 障がい者虐待防止センター

### 【重点方針】

障がいのある方の尊厳と権利を守るため、虐待の未然防止、早期発見及び迅速かつ適切な対応を行なう中核機関としての役割を担う。

さらに虐待に関する相談・通報に対し、関係機関と連携しながら事実確認及び支援調整を行ない、本人の安全確保と生活の安定を最優先に支援を実施する。

また、地域や関係機関への啓発・研修を通じて虐待防止の意識の向上を図るとともに、再発防止意識と権利擁護の促進に努め、安心して暮らせる地域づくりを目指す。

### 【当年度の目標】

NO	当年度の目標	評価指標（目標数値等）
1	啓発活動としての研修会の実施	年間6回以上
2	郡山市の虐待防止チームのさらなる体制強化	年6回以上の協議

### 【実施内容】

NO	事業及び取組名	事業及び取組概要	第6次地域福祉活動計画
1	郡山市受託事業	<p>「障害者虐待防止法（注3）」に基づき、障がい者の虐待を防止し、障がい者の養護者に対する支援等を促進するため、下記の業務を行う。</p> <p>①連携協力体制整備事業 ②家庭訪問等個別支援 ③専門性強化事業 ④普及啓発事業</p>	<p>活動方針（5） 活動方針（6） 活動方針（10）</p>

（注3）「障害者虐待防止法」とは、「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律」のこと。

## 10. 保育所

### 【重点方針】

こどもと子育て中の家庭を地域社会全体で支える視点を大切にし、こどもの最善の利益を第一に考え、子育て家庭の孤立を防ぎ、地域のつながりの中で子どもが育つ環境づくりを目指す。

こどもの人権を尊重した保育・こどもの主体性を大切にする保育・安全安心な保育環境の確保・家庭連携を重視した保育を基本方針とする。

### 【当年度の目標】

NO	当年度の目標	評価指標（目標数値等）
1	安定した保育所の運営	入所定員の95%以上
2	質の高い保育の実践	保育士の専門性向上
3	多様な保育ニーズへの対応	障がい児相談支援事業所等関連機関との連携の重視

### 【実施内容】

NO	事業及び取組名	事業及び取組概要	第6次地域福祉活動計画
1	赤木保育事業 (定員 80 名)	①乳児保育 ②延長保育 ③保育所等地域子育て支援事業への協力	活動方針 (9)
2	希望ヶ丘保育所 (定員 129 人)		

## 1 1. 関連事業

### 【実施内容】

NO	事業及び取組名	事業及び取組概要	第6次地域福祉活動計画
1	共同募金運動への協力【拡充】	<p>地域の一人ひとりが協力した助け合う、明るく住みよい地域社会を推進していくための共同募金・歳末たすけあい運動を推進する（社福）福島県共同募金会の事業に協力する。</p> <p>また、寄付付き自動販売機の新規設置切り替えを推進する。</p> <p>①赤い羽根共同募金運動 ②歳末たすけあい運動</p>	協力・推進
2	日本赤十字社事業への協力	<p>人道と博愛の精神に基づく災害救護活動を始め、国際活動、血液事業、奉仕団活動、青少年赤十字活動の推奨及び日本赤十字社の事業に協力する。</p> <p>①社員増強運動</p>	協力・推進
3	福島県福祉人材センター協力指定事業（県社協受託事業）	<p>福祉の職場を目指す人と、人材を求める福祉の職場の橋渡しをする福祉人材センターの移動相談会等の実施に協力する。</p>	協力・推進